

第百八十九回国会 衆議院 総務委員会 議 録 第七号

平成二十七年三月十九日(木曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 榎屋 敬悟君

理事 石崎 徹君

理事 菅家 一郎君

理事 山口 泰明君

理事 水戸 将史君

理事 あかま二郎君

金子めぐみ君

小林 史明君

田所 嘉徳君

橋 慶一郎君

中村 裕之君

藤丸 敏君

武藤 容治君

逢坂 誠二君

近藤 昭一君

福田 昭夫君

吉村 洋文君

梅村さえこ君

吉川 元君

石田 真敏君

坂本 哲志君

奥野総一郎君

稲津 久君

池田 道孝君

鬼木 誠君

川崎 二郎君

鈴木 憲和君

高木 宏壽君

土屋 正忠君

長坂 康正君

宮崎 謙介君

宗清 皇一君

黄川田 徹君

武正 公一君

高井 崇志君

濱地 雅一君

田村 貴昭君

長崎幸太郎君

高市 早苗君

西銘恒三郎君

あかま二郎君

武藤 容治君

長谷川 岳君

畠山 裕子君

黄川田仁志君

同日

辞任

藤丸 敏君

宮崎 謙介君

補欠選任

金子万寿夫君

黄川田仁志君

三月十八日

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第一〇号)

〇榎屋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇高市国務大臣 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止するものであります。

なお、この法律は、平成二十七年三月三十一日

から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

〇榎屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十日金曜日午前八時五十分理事

会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十一分散会

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正)

第三条 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律

第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。)

第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。の一」と、第十六条第二号並びに第二十二条第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、第十七条第一項、第二十二条第一項第七号及び第二十六条第一号中「第十四条」とあるのは「第十四条並びに附則第九条第一項及び第二項」と、第十八条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、第十九条中「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

条第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「障害者利用円滑化法第四

委員の異動

三月十九日

辞任

金子万寿夫君

補欠選任

藤丸 敏君

第一類第二号

総務委員会議録第七号

平成二十七年三月十九日

第一

とする。

理 由

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法  
附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴  
い、同法を廃止する必要がある。これが、この法  
律案を提出する理由である。